

最高裁平成三年（行ツ）第五七号、五・四・六判決
判 決

上告人 清和電器産業株式会社

被上告人 中央労働委員会

右補助参加人 全金同盟福島地方金属清和電器労働組合

右補助参加人 全国金属産業労働組合同盟福島地方金属

右当事者間の東京高等裁判所平成二年（行コ）第六〇号不当労働行為救済命令取消請求事件について、同裁判所が平成二年一二月二六日言い渡した判決に対し、上告人から全部破棄を求める旨の上告の申立てがあった。よって、当裁判所は次のとおり判決する。

（主文）

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

（理由）

上告代理人 Y1 の上告理由について

原審の適法に確定した事実関係の下において、所論の点に関する原審の判断は、正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。所論は、違憲をもいうが、その実質は単なる法令違背を主張するものにすぎず、原判決に法令違背のないことは右に述べたとおりである。論旨は採用することができない。

よって、行政事件訴訟法七条、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷